

新旧対照表

○千葉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成八年千葉県規則第五十二号）

新	旧
別表第六（第四条） 一 建築物 イ 略 ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十条の二第二項に規定する子ども家庭センター 11、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う施設（障害者等の居宅において障害福祉サービスを行う場合における当該居宅を除く。）、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設又は同条第三項第十一号の隣保館等の施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設又は同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十四項に規定する地域密着型サービスを行う施設（同条第二項に規定する居宅要介護者について、その者の居宅において地域密着型サービスを行う場合における当該居宅を除く。）又は同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設その他これらに類するもの ハ 略 二・三 略	別表第六（第四条） 一 建築物 イ 略 ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十二号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う施設（障害者等の居宅において障害福祉サービスを行う場合における当該居宅を除く。）、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設又は同条第三項第十一号の隣保館等の施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設又は同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二條第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十四項に規定する地域密着型サービスを行う施設（同条第二項に規定する居宅要介護者について、その者の居宅において地域密着型サービスを行う場合における当該居宅を除く。）又は同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設その他これらに類するもの ハ 略 二・三 略